

改正

平成6年3月25日規則第5号

平成9年12月15日規則第55号

平成25年2月5日規則第5号

平成27年7月31日規則第72号

平成28年3月31日規則第35号

平成30年3月30日規則第6号

令和元年12月26日規則第42号

奈良市コミュニティ住宅条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号。以下「コミュニティ住宅条例」という。）第6条第6項及び第7条の規定に基づき、奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）の規定の準用について必要な技術的読替え及びコミュニティ住宅条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市営住宅条例の読替え)

第2条 コミュニティ住宅条例第6条第1項の規定により市営住宅条例の規定を準用する場合においては、市営住宅条例第13条及び第16条第2号中「市営住宅入居請書」とあるのは「コミュニティ住宅入居請書」と、市営住宅条例第26条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、市営住宅条例第31条中「収入超過者又は高額所得者」とあるのは「収入超過者」と、市営住宅条例第32条第1項中「第26条から前条まで」とあるのは「第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条及び前条」と、市営住宅条例第33条第1項中「第12条第6項の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、第17条第3項若しくは第5項、第28条第1項若しくは第2項若しくは第30条第1項の規定による家賃の決定、第17条第7項（第28条第3項又は第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第31条の規定によるあつせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第12条第6項の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、第17条第3項若しくは第5項若しくは第28条第1項若しくは第2項の規定による家賃の決定、第17条第7項（第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免又は第31条の規定によるあつ

せん等」と、市営住宅条例第48条及び第49条中「住宅監理員」とあるのは「コミュニティ住宅監理員」と、市営住宅条例第48条中「住宅管理人」とあるのは「コミュニティ住宅管理人」と読み替えるものとする。

(市営住宅条例施行規則の準用)

第3条 コミュニティ住宅条例第6条第1項の規定により市営住宅条例の規定を準用する場合には、これらの規定に基づく奈良市営住宅条例施行規則（昭和61年奈良市規則第14号）の規定を準用するものとする。

2 前項に定めるもののほか、奈良市営住宅条例施行規則第11条及び第22条から第26条までの規定は、コミュニティ住宅及び共同施設の管理について準用する。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、コミュニティ住宅条例の施行の日から施行する。

(奈良市営住宅及び改良住宅等管理人規則の一部改正)

2 奈良市営住宅及び改良住宅等管理人規則（昭和62年奈良市規則第34号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(奈良市事務分掌規則の一部改正)

3 奈良市事務分掌規則（昭和37年奈良市規則第8号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(奈良市会計規則の一部改正)

4 奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成6年3月25日規則第5号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月15日規則第55号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月5日規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月31日規則第72号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「第21条」を「第7条」に改める部分に限る。）、第2条の改正規定（「おいては」の次に「、市営住宅条例第13条及び第16条第2号中「市営住宅入居請書」とあるのは「コミュニティ住宅入居請書」と」を加える部分に限る。）、第4条から第11条までの改正規定及び別記様式の改正規定は、平成27年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年8月1日において、現にこの規則による改正前の奈良市コミュニティ住宅条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第35号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月26日規則第42号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。